

会 則 集

趣意書（労山）

会 則

山 行 規 定

運 営 規 定

遭難対策規定

札幌ピオレ山の会

札幌市北区北10条西1丁目 和幸荘 2F
TEL (011) -736-9796

目 次

趣意書（労山）	1
会 則	3
運 営 規 定	5
山 行 規 定	6
遭難対策規定	7
山行に関する申し合わせ事項	8
山行報告書の提出	9

趣意書（労山）

我が国の近代登山はすでに80年近い歴史をもっている。その創立期に活躍したのは、社会的・経済的に恵まれた青年達であったが、1930年代（昭和初期）には国民的スポーツ・レクリエーションとしての発展する道をたどりはじめていた。だが、登山の正常な発展は、軍国主義の支配と侵略戦争の拡大によって著しく阻害された。

戦後、我が国の登山はかつてない発展の時期を迎えた。社会の民主的改革をめざす諸運動の高揚とその成果が文化・スポーツの分野でも新しい発展を促したからである。

だが、国や自治体、既存の山岳団体はその新しい状況に対応することができなかった。

登山の新しい発展を担うべき新しい理念と組織が求められたからである。

1960年（昭和35年）、登山を愛好する進歩的な人々によって「勤労者山岳会」が結成され、勤労者による新しい登山運動が提唱された。その運動は短期間に全国に広がり、1963年、「日本勤労者山岳連盟」が結成されるに至った。「日本勤労者山岳連盟」は、我が国の登山に優れた伝統を継承するとともに創造的な活動を展開し、登山の発展に力を尽くしてきた。そして今日、日本の登山界の中で搖るがぬ地位を築いている。

1. 権利としての登山

今日、登山の真の担い手は勤労者である。従って勤労者が束縛されている様々な社会的制約から開放されない限り、真の登山の発展はあり得ない。

登山を楽しむためには、賃金、労働時間など労働条件の改善が不可欠である。また国や自治体による登山者教育、山小屋建設、登山道整備、交通体系の確立など様々な政策の確立が必要である。これらはヨーロッパ諸国に比べ我が国ではひどく立ち遅れている。

そればかりでなく、国や自治体あるいは企業の中に文化・スポーツ活動に対する偏見や敵意が今なお温存されている。勤労者が求めているのは、「官製」・「社製」等の恩恵的に与えられる文化・スポーツではない。自らの要求に基づく自ら自身のための文化・スポーツである。

すべての国民は、“人間らしく成長し、人間らしく生きる権利”を持っている。登山をはじめとする文化・スポーツは、その権利の重要な構成部分である。国や自治体はその権利を保証する義務がある。それを実現するため登山者は広く国民との共同活動を発展させるため力をつくさなければならない。

2. 登山の多様な発展

我が国の自然は美しく豊かである。山と高原、渓谷、森林、雪渓、岩壁、そして四季それぞれの変化—それは多様な登山を発展させる自然的条件である。そればかりではなく、古い時代に成立した山岳宗教をはじめ様々な文化的影響を受けて我が国独特の登山が形成されてきた。今日、登山は国民に最も親しまれるスポーツ・レクリエーションとして多様な形で発展している。

最近における経済の「高度成長」とそのもとでの都市人口の急激な増加は、人間と自然の結び付きを弱め、精神と肉体を損傷した。豊かな自然の中で生活したいという願いは健康を守ろうとする意識の強まりと相まって一層切実なものとなり、登山に対する国民の関心と欲求はかつてなく高まっている。

国民の求める登山は決して同一のものではない。それぞれの意識や年齢、生活条件によって多様な形態と内容の登山が求められる。その実現に力を尽くすことによってのみ登山の創造的な発展もまた可能である。

3. 海外登山の普及

海外登山・トレッキングもまた活発に行われ、ヨーロッパはもとよりヒマラヤ、アラスカ、アンデスなど広範な地域に及んでいる。国内では経験することのできない自然的条件のもとでの登山、あるいは風土、習慣などの異なった国々での生活経験は、登山者の人間的成长に大きな影響をもたらす。また登山を通じての親睦・交流の広がりは、国際連帯の精神を育てるだろう。海外登山の活動は歓迎すべきことであり、更に発展させなければならない。

海外登山の経験と成果は全国的にも地域的にもかなり蓄積されている。だが、その普及は立ち遅れている。海外登山の普及を歓迎しない風潮や登山界の伝統的な閉鎖性がなお残されているからである。これを克服し広範な登山者と海外登山との結び付きを深めなければならない。国内での多様な登山の発展と海外登山を結合させることによって、登山は一層内容豊かなものとなるだろう。

確固とした世界平和は、海外登山発展の基礎である。諸国民との相互理解、友好をさらに深めることが求められている。

4. 遭難事故の防止

生命の尊厳はなものにも代えることができない。それにもかかわらず多くの生命が山で失われている。我々もまた少なくない仲間を失った。

厳しい自然の中で行われる登山においてその安全性を確保されるためには、登山者の教育・訓練が不可欠の前提となる。山岳団体の多くはそのことを自覚しており、真剣に取り組んでいる。だが、その努力は必ずしも十分な成果をあげていない。

また、国や自治体はその責任を回避して登山規制を強化するなど消極的な対策に終始してきた。もとより登山における安全性は登山者の日常的な努力によって確保される。

そのためにも、国や自治体によって全ての登山者に教育・訓練を受ける機会が与えられなければならぬ。また、遭難救助のための人員、資材、賃金などを保障する制度は国や自治体の責任である。

それぞれの山岳団体における教育・訓練の改善、救助体制の確立は、差し迫った課題である。現実に少くない遭難事故が起こっている以上、放置することができないからである。それぞれの山岳団体が独自に努力するばかりでなく、有力な山岳団体の相互協力が必要となってくる。遭難事故を考えいく上で決して忘れてはならないことは、現代社会の退廃的風潮の影響である。それは生命を軽視する傾向を作り出している。その傾向と戦うことが重要な課題となっている。

5. 自然を守る

我が国の自然は過去十数年の間に大規模に破壊された。それは国民の存在そのものが憂慮されるほど深刻な事態を作り出している。

山岳自然の破壊も甚だしく進んだ。国や自治体はそれを規制するどころか先導的役割さえ果たした。登山者をはじめ広範な人々がそれに反対し、少くない成果をあげた。だが、山岳自然の大がかりな破壊を押しとどめることはできなかった。

「過疎対策」、「観光開発」、「水源開発」などの美名を掲げ進められてきたこれまでの開発は山村生活を深刻な危機に陥れている。それらの開発が、山村の犠牲の上に大資本の利潤増大を追究するものにほかならなかったからである。自然を守り育ててきたのは、そこに生活する勤労者である。生活に根ざす切実な要求と結び付かない開発は、より良い結果を生まない。自然を守る運動もその立場を貫かなければならない。

「観光開発」で重視しなければならないのは、「全ての人に山を楽しむ権利がある」という主張でロープウェイや観光道路の建設が正当化されていることである。バスやロープウェイによる“観光登山”では風景を眺めることはできても健康を増進することはできないし自然への愛情を育てることはできない。また、それは山岳自然の荒廃をもたらす誘因ともなっている。山岳自然の荒廃は登山の楽しみを奪うばかりでなく、登山そのものの荒廃と人間の荒廃を導く。

豊かな自然は将来にわたる国民の共有財産である。それを守り育てていくことは登山者の重要な責務である。

我々はこうした認識の立場に立って、登山の創造的発展のために運動を進めて行く。
そして、今、登山の新しい発展のために心をひとつにして尽力しようと、広く登山を愛好する人々に呼びかけるのである。

1978年2月12日

日本勤労者山岳連盟

会 則

札幌ピオレ山の会は、働く喜びを知っている勤労者を中心に、登山を愛好する人々によって組織される山岳会です。

私たちは、「すべての人間は人間らしく成長し、人間らしく生きる権利」を持っていることを自覚し、幅広い登山活動を行っています。そのために、優れた登山の伝統を正しく継承させながら、自主的なスポーツ・文化である登山を創造的に発展させます。

第1章 名称と所在地、会員

第1条 名 称

この会は札幌ピオレ山の会（以下「会」と呼ぶ）と呼び北海道勤労者山岳連盟を通じて日本勤労者山岳連盟に団体加盟する。

第2条 所 在 地

この会の事務所は札幌市内に置く

第3条 会 員

趣意書および会則を認め、入会手続きをとることによって年齢、経験を問わず会員となることができる。会員は、会則および諸規定を守らなければならない。

第4条 賛助会員と会友

1. 入会希望者は本人の希望と実情によって賛助会員になることができる。
ただし、日本勤労者山岳連盟に加入できない。
2. 役員会の承認を得て会友を置くことができる。

第2章 目的と活動

第5条 目 的

この会の目的は登山を権利として広め、会員相互の親睦を図り、登山の正しい大衆化を目的とする。

第6条 活 動

この会は勤労者の立場に立った登山観・登山理論を学び、健康と生命を大切にした登山技術の向上と普及のために次の活動を行う。

- (1) 幅広い登山活動
- (2) 例会・交流会の開催
- (3) 機関紙・会報の発行
- (4) 登山教室・講習会・技術指導など教育活動
- (5) 事故・遭難防止の活動及び道央地区勤労者山岳連盟救助隊への隊員派遣
- (6) 山岳団体・スポーツ文化団体との交流
- (7) その他必要な活動

第3章 機関と役員

第7条 機 関

この会は次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門部

第8条 総 会

1. 総会は会の最高決議機関で年1回会長が召集する。
2. 会員の3分の2以上（委任条を含む）の出席によって成立する。

決定は出席者の過半数をもって決定をする。

第9条 総会の審議事項

- (1) 活動報告
- (2) 活動方針
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選出
- (5) 規約の改正
- (6) その他運営に必要な事項

第10条 臨時総会

1. 会員の3分の1以上の要請があったとき開かなければならない。
2. 役員会が必要と認めた時は聞くことができる。

第11条 役員会

役員会は総会に次ぐ議決決定機関であり、会長・副会長及び運営委員と会計監査で構成し必要に応じて会長が招集する。

第12条 運営委員会

運営委員会は、事務局長・事務局次長・専門部部長及び副部長、事務局会計担当、事務局会員担当、連盟理事、実行委員会責任者をもって構成し、事務局長が招集する。

第13条 専門部

この会に次ぎの専門部を置き、部長・副部長・部員をもって構成する。

- (1) 事務局
- (2) 会報部
- (3) 山行部
- (4) 事務局会員担当
- (5) 事務局会計担当

第4章 財政

第14条 財政

- 1. この会の財政は、入会金・会費・その他の収入からなる。
- 2. 会計年度は4月1日から翌年3月31日とし、総会に報告し承認を受ける。

第5章 その他

第15条 脱退

- 1. 会員は本人の希望により、脱会することができる。
- 2. 会員が会の目的に違反、及び会の名誉を著しく汚すようなことを行った時は注意・説得し、指導しても報いられなかった場合は、役員会は脱退させることができる。

第16条 解散

この会に解散は、総会出席者の4分の3以上の同意を必要とする。
また、この会を解散した時は、会の財産は解散時の会員に分配される。

付 則 1. この会則は1975年9月28日より執行する。

- 2. 1977年4月 2日一部改正。
- 3. 1978年4月 2日一部改正。
- 4. 1979年4月 22日一部改正。
- 5. 1991年4月 7日一部改正。
- 6. 1992年4月 12日一部改正。
- 7. 1995年4月 2日一部改正。
- 8. 1997年4月 6日一部改正。
- 9. 1998年4月 5日一部改正。

運営規定

第1条 目的

会の目的に沿い、この会の発展・運営の円滑化を図るため、この規定を設ける。

第2条 運営委員会の役割

趣意書の精神・会の目的を理解し、総会で決定された方針に基づいて、定期的に会議を開き、会の運営にあたる。

- (1) 専門部の指導
- (2) 山行計画書の検討
- (3) 会山行の企画
- (4) 活動の総括
- (5) 事務所の管理
- (6) 議案書の作成
- (7) その他会活動に関する運営

第3条 専門部の役割

専門部は次の活動を行い、会員は希望する専門部に入って活動する。

2000年4月2日一部改正。

1. 事務局

事務機器・事務用品の購入管理。他団体と通信連絡。文書・資料の保管。
例会の企画。

有料購読「登山時報」等の販売と拡大。連盟ニュースなどの配布。登山教室の企画。

2. 会計担当

会費の徴収・管理。予算の構成と決算報告。その他事務局に属する活動。

3. 会員担当

会員拡大の具体化会員相互の連絡と把握。名簿の発行。会員証の発行。

交流会の企画。

4. 会報部

会報「ピオレ」の発行・配布。

5. 山行部

四季を通じての山行企画。登山技術・知識の指導・研究。記録・資料の収集・保管。リーダーの育成。事故・遭難防止に関する研究・学習会の実施。

装備の購入と管理

第4条 会 費

会費は次の通りとし、6カ月一括前納を原則とする。なお、特別の事情もなく、会費を6カ月以上滞納し納入指導を行っても応じない場合は退会したものとする。

(1) 入会金1,000円 (2) 会費1ヶ月1,200円

(3) 賛助会員1ヵ年3,000円

第5条 会計監査

1. 一般会計及び遭難対策積立金の会計監査は、毎年9月、3月に行い、その報会報、総会において発表する。

2. 遭難対策費は別途積立金とし、65万円とする。

付 則 1. この規定は1975年9月28日より執行する。

2. 1977年4月 2日一部改正。

3. 1978年4月 2日一部改正。

4. 1979年4月 22日一部改正。

5. 1986年4月 6日一部改正。

6. 1988年4月 3日一部改正。

7. 1992年4月 12日一部改正。

8. 1993年4月 4日一部改正。

9. 1995年4月 2日一部改正。

10. 1997年4月 6日一部改正。

11. 1998年4月 5日一部改正。

山行規定

第1条 目 的

会則に基づいて登山活動を正しく発展させるためにこの規定を設ける。

第2条 山行形態と内容

1. 会が計画する山行

(1) 会山行 会員が結集して行う交流や普及を目的とする山行。

正月・5月などの合宿山行。

(2) 各山行専門部山行 訓練・偵察・研究などの目的を明確にし、系統的なスポーツ的登山及び会員の要望を反映し、尾根歩きを主体とした山行、沢登りや山スキー、登攀を行う。

2. サークル山行

(1) 会員が自主的に企画して行い、会の経験を生かしていく。

(2) ただし、会活動に支障があると、運営委員会が認めた場合には山行を延期また中止されることがある。

第3条 個人山行

責任の所在を会の外に置き、多くの登山愛好者との交流連帯を図るものとする。

第 4 条 山行計画書の提出

1. 会員が山行を行う時は、次の事項を記して山行計画書を運営委員会に提出しなければならない。
 - (1) 期間 (2) 目的 (3) 山域 (4) 参加者の住所・氏名・連絡先
 - (5) 装備 (6) 食料 (7) その他必要な事項
2. 個人山行を含むすべての山行は、事前に運営委員会に提出しなければならない。
3. すべての承認を受けた山行計画書内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに運営委員会に報告しなければならない。
4. 労山加盟山岳会に山行計画書を提出した場合は、山行計画書を提出しなくてもよい。

第 5 条 山行計画の検討

1. 山行計画の検討機関は、運営委員会または運営委員会が委任する機関とする。
2. 事故・遭難防止の目的で提出された山行計画書を慎重に検討し、承認するが不十分な点があれば指導と変更または中止させることもある。

第 6 条 無届山行の禁止

1. すべての山行は運営委員会の承認を受けなければ、それを行うことができない。
2. 無届山行で万が一事故が起きても、会として一切その責任は負わない。
3. ただし、第4条4項を例外規定とする。

付 則 1. この規定は1975年9月28日より執行する。
2. 1977年4月 2日一部改正。
3. 1978年4月 2日一部改正。
4. 1991年4月 7日一部改正。
5. 1992年4月12日一部改正。
6. 1993年4月 4日一部改正。
7. 1995年4月 2日一部改正。

遭難対策規定

第 1 条 目 的

私たちは山行規定を守り、何より増して安全な登山を常に心掛けていかなければならない。遭難を未然に防止するために、また不幸にして事故が発生したときには最善の処置を取るために、この規定を設ける。

第 2 条 登山本部への下山報告

1. 運営委員会を代表して山行部長があたり、登山本部とする。
2. リーダーは下山当日中に、速やかに下山した旨を登山本部に報告しなければならない。

第 3 条 会の責任範囲

1. 会が承認した全て山行の遭難防止上の責任は、会員であるとかわらず、会が負う。
2. 会員が山行規定の義務（①山行計画書の提出、②運営委員会の指導の遵守、③山行計画書の変更届）を怠った時は、会はその責任を負わない。

第 4 条 事故の連絡

登山中不幸にして事故が発生した時は、最善の処置を取るとともに、できるだけ安全に連絡者を下山させて、事故状況を迅速・確実に登山本部に連絡するとともに、状況に応じて登山事務所・地元警察に連絡しなければならない。

第 5 条 遭難対策本部の設置

1. 役員会をもって構成し、それぞれの役員はこれを召集して、本部を設置することができる。
2. 事故連絡を受けた場合および下山予定日翌朝7時を経過しても下山していないことを確認した場合は、遭難対策本部を設置しなければならない。
3. 本部には次の係を置く
 - (1) 本部長 (2) 会計係 (3) 渉外係 (4) 記録係 (5) 食料係
 - (6) 装備係 (7) 救助係 (8) その他必要な係

第 6 条 遭難対策本部の任務

1. 遭難状況を的確に判断し、対策を明らかにする。
2. 救助隊の派遣もしくは救助依頼をする。
3. 対策方針に基づいた係の活動。
4. 家族および職場等への連絡
5. 状況を判断した上での警察への届け出。
6. 報道関係の渉外は本部長があたる。

第 7 条 遭難対策積立基金

1. 個人山行を除く全ての山行での、遭難においてその捜索または救助の費用として支出するものとする。
2. 個人山行においては、原因調査の上、役員会と総会の承認を得た上で、この積立金の範囲内で負担することができる。
3. この積立金の管理・運営は役員会がこれにあたる。
4. この積立金の不足が生じた場合は、一般会計・借入金・その他の収入で費用を支払う。

第 8 条 救助依頼による救助隊の派遣

1. 会の外から救助依頼がある場合、複数の役員で協議し、会長の承認があった場合に限り、隊員の派遣ができる。
2. 個人の資格で救助隊員として参加する場合は、この限りではないが、運営委員会に届け出ることにより参加できる。

付 則 1. この規定は 1975 年 9 月 28 日より施行する。
2. 1978 年 4 月 8 日一部改正。
3. 1978 年 4 月 30 日一部改正。
4. 1985 年 4 月 2 日一部改正。
5. 1986 年 4 月 6 日一部改正。

＜山行に関する申し合わせ事項＞ 山行については次の条件で行います。

1. 尾根リーダー

教程を終了した者又は同等の技術があると認めた者。

2. 岩のリーダー

山域が赤岩の場合は、初級合格者で 3 級以上のルートをトップで安定して登れる者又は同等の技術があると認めた者。

3. 沢のリーダー

初級合格者又は同等の技術があると認めた者で、沢のルートを 5 本以上経験している者。山域については難度に準じ、技術的に認められる者。

4. ツアーのリーダー

初級合格者又は同等の技術があると認めた者で、冬期に山中 5 泊以上経験している者。山域については難度に準じ、技術的に認められる者。

5. 積雪期のリーダー

主としてピッケル、アイゼンを使用する山行。氷雪初級合格者又は同等の技術があると認めた者で冬期に山中 10 泊以上（内ピッケル、アイゼン主体のルートで 5 泊以上）経験している者。山域については難度に準じ、技術的に認められる者。

6. 山行計画書承認後の取扱について

(1) 山域及び登山形態について

- ・夏尾根に関しては、ガイドブックに載っている場合は地図なしでもよい。
- ・沢・積雪期の場合は地図なしでは認めない。

(2) 下山連絡者への連絡。

- ・変更内容については、下山連絡者に解る様に連絡する事。
- ・下山連絡者に連絡が着かない場合、変更内容を下山連絡者に伝える事が出来る人に連絡する事。

(3) 行使出来る期間

- ・山行当日から過去30日間に、上記事項を使用したメンバー居る場合認めない。
 - ・山行変更理由を運営委員会で説明し、合意を得られない場合（運営委員会出席者の過半数以上とする。）当年期間、そのメンバーは上記を認めない。

遭難対策基金の加入数

会員が山行に参加する場合、遭難対策基金に次の口数以上加入していなければならない。

- ・尾根 1 口以上
- ・岩 3 口以上
- ・沢 3 口以上
- ・ツアー 3 口以上
- ・積雪期 5 口以上

山行報告書の提出

山行終了後、2週間後の山行承認日までに山行報告書が未提出の者は、報告書を提出するまで山行に参加できない。

会費未納者

会費を納入するまで山行に参加できない。

その他の

*岩・沢・ツアーリーダーは夏のリーダーができることが前提。

※メンバーは入門終了者でも可。

※終了者—教程を受けた者。

*合格者—初級の技術を身につけ、入門のコーチができる者。

※同等の技術があると認めた者一入会前の経験者を対象とし、教程初級受講後判断する。

これらは、当該専門部が提起し、運営委員会で認定する。

サークル山行は、会山行・教程・部山行・連盟行事がある場合、原則としてそれに集中する。会装備貸し出しは、上記を優先する。